

## 御嶽山火山防災協議会規約の改正（案）

御嶽山の火山防災体制の強化を図るため、御嶽山火山防災協議会規約を次のとおり改正する。

### 改正の内容

#### （1）会員の追加

- ・長野県警察本部 警備部 部長
- ・岐阜県警察本部 警備部 部長

#### （2）組織改正に伴う組織名・役職の修正

##### ○第5条4項（岐阜県幹事長）

- ・飛騨振興局 振興課長 → 飛騨県事務所 地域調整監

##### ○第7条（事務局）

- ・飛騨振興局 振興課 → 飛騨県事務所振興防災課

##### ○別表1（会員）

- ・飛騨振興局 局長 → 飛騨県事務所 所長

- ・濃飛乗合自動車(株)運輸事業本部 副本部長 → 濃飛乗合自動車(株)運輸事業本部 部長

##### ○別表2（岐阜県幹事）

- ・岐阜県防災課 課長 → 岐阜県防災課山岳遭難・火山対策室 室長

### 改正規約の施行日

平成27年8月26日

# 御嶽山火山防災協議会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、御嶽山火山防災協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、長野県、岐阜県（以下「両県」という。）及び両県の関係市町村並びに関係機関の連携を確立し、平常時から御嶽山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、御嶽山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため以下の事項を行う。

- (1) 火山活動、防災対策等の情報共有に関すること。
- (2) 噴火時の避難対策等に関すること。
- (3) 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び関係市町村への助言。
- (4) 両県及び関係市町村の地域防災計画の見直しに関する助言。
- (5) 防災訓練等の活動に関すること。
- (6) 火山防災知識の啓発活動に関すること。
- (7) その他、目的達成のため必要と認められること。

## 第2章 協議会の組織

(協議会)

第4条 協議会は別表1で規定する会員にて構成する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置く。  
会長は関係市町村の首長のうちから、協議会において決定するものとする。  
副会長は関係市町村の首長のうちから、会長が指名する。
- 3 会長は本協議会を代表し、会務を総理する。  
副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会長、副会長の任期は原則1年とする。

(幹事会)

第5条 協議会の行う所掌事項の内容検討のため、行政機関実務者による「長野県御嶽山火山防災幹事会」（以下「長野県幹事会」という。）並びに、「岐阜県御嶽山火山防災幹事会」（以下「岐阜県幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会は長野県、岐阜県で個別に構成し、必要に応じ合同で幹事会（以下「合同幹事会」という。）を行うことができる。
- 3 長野県幹事会、岐阜県幹事会（以下「各幹事会」という）は別表2で規定する幹事にて構成する。
- 4 各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。

幹事長は、長野県幹事会が長野県木曾地方事務所地域政策課長、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨県事務所地域調整監とする。副幹事長は長野県幹事会が木曾町総務課長及び王滝村総務課長、岐阜県幹事会が高山市危機管理室担当部長及び下呂市防災情報課長とする。

- 5 幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。  
副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。

### 第3章 協議会の会議

(会 議)

第6条 協議会、各幹事会はそれぞれ会長、幹事長が招集し、その議事を進行する。

- 2 会長、幹事長は必要に応じて、協議会、各幹事会に会員、幹事以外の防災関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会、幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。

事務局は、長野県木曾地方事務所地域政策課、木曾町総務課、王滝村総務課、岐阜県飛騨県事務所振興防災課、高山市危機管理室、下呂市防災情報課が合同で行う。

### 第4章 補則

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

- 2 前項の規定のほか、各幹事会の運営に関し、必要な事項は、各幹事長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成26年12月24日から施行する。

なお、「御嶽山火山対策会議」(平成3年5月7日設置)及び「御嶽山火山性地震等防災対策連絡会議」(平成19年1月31日設置)は、同日をもって廃止する。

附 則

この規約は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年8月26日から施行する。

別表 1

木曾町		町長
王滝村		村長
高山市		市長
下呂市		市長
国土交通省	中部地方整備局 多治見砂防国道事務所	所長
国土交通省	国土地理院 関東地方測量部	部長
国土交通省	国土地理院 中部地方測量部	部長
防衛省	陸上自衛隊第13普通科連隊	連隊長
防衛省	陸上自衛隊第35普通科連隊	連隊長
林野庁	中部森林管理局 木曾森林管理署	署長
林野庁	中部森林管理局 岐阜森林管理署	署長
林野庁	中部森林管理局 飛騨森林管理署	署長
気象庁	火山監視・情報センター	所長
気象庁	長野地方気象台	台長
気象庁	岐阜地方気象台	台長
国立大学法人名古屋大学大学院	環境学研究科	教授
公益財団法人地震予知総合研究振興会	東濃地震科学研究所	副首席主任研究員
長野県	危機管理部	部長
岐阜県	危機管理部	部長
長野県	木曾地方事務所	所長
岐阜県	<u>飛騨県事務所</u>	<u>所長</u>
長野県	木曾建設事務所	所長
岐阜県	高山土木事務所	所長
岐阜県	下呂土木事務所	所長
<u>長野県</u>	<u>警察本部 警備部</u>	<u>部長</u>
<u>岐阜県</u>	<u>警察本部 警備部</u>	<u>部長</u>
長野県	木曾警察署	署長
岐阜県	高山警察署	署長
岐阜県	下呂警察署	署長
木曾広域消防本部		消防長
高山市消防本部		消防長
下呂市消防本部		消防長
木曾町消防団		団長
王滝村消防団		団長
高山市消防団		団長
下呂市消防団		団長
木曾町観光協会		会長
王滝観光総合事務所		理事長
飛騨あさひ観光協会		会長
飛騨高根観光協会		会長
飛騨小坂観光協会		会長
御嶽山二ノ池飲料水管理組合		組合長
濁河温泉管理組合		組合長
木曾地区山岳遭難防止対策協会		会長
御嶽山山岳遭難防止対策協議会		会長
おんたけ交通株式会社		社長
濃飛乗合自動車株式会社運輸事業本部		<u>部長</u>
アスモグループ株式会社		社長
株式会社御嶽リゾート		社長
飛騨森林都市企画株式会社		代表取締役

別表 2

[長野県幹事会]

幹事長	長野県	木曾地方事務所	地域政策課	課長
副幹事長	木曾町	総務課		課長
〃	王滝村	総務課		課長
幹事	国土交通省	中部地方整備局	多治見砂防国道事務所 砂防調査課	課長
〃	気象庁	長野地方気象台		防災管理官
〃	長野県	危機管理部	危機管理防災課	課長
〃	長野県	木曾建設事務所	整備課	課長
〃	長野県	木曾警察署	警備課	課長

[岐阜県幹事会]

幹事長	岐阜県	<u>飛騨県事務所</u>		<u>地域調整監</u>
副幹事長	高山市	危機管理室		担当部長
〃	下呂市	防災情報課		課長
幹事	国土交通省	中部地方整備局	多治見砂防国道事務所 砂防調査課	課長
〃	気象庁	岐阜地方気象台		防災管理官
〃	岐阜県	危機管理部	防災課 <u>山岳遭難・火山対策室</u>	<u>室長</u>
〃	岐阜県	高山土木事務所	施設管理課	課長
〃	岐阜県	下呂土木事務所	施設管理課	課長
〃	岐阜県	高山警察署	警備課	課長
〃	岐阜県	下呂警察署	警備課	課長